公益財団法人群馬県産業支援機構役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第1条　この規程は、公益財団法人群馬県産業支援機構（以下「機構」という。）定款第16条及び第32条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員」等という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（報酬等の支給）

第2条　役員等には、それぞれの職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。

(1) 常勤の理事　報酬及び手当

(2) 非常勤の役員及び評議員　報酬

２　役員等には、退職手当及びそれに類するものを支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第3条　常勤の理事に対する報酬月額は、別表１に基づき、その経歴等を勘案して理事会の承認を得て決めるものとする。

２　前条第１項第１号の手当の種類は、通勤手当、扶養手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(1) 通勤手当の額は、公益財団法人群馬県産業支援機構事務局規程第３条第１項に定める職員に準じる額により支給する。

(2) 期末手当及び勤勉手当の額は、６月１日及び１２月１日にそれぞれ在職する者（各基準日前一箇月以内に退職した者を含む）に対して報酬月額及び在職期間、勤務期間に応じて別表１に基づき、支給する。

３　非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席１回につき１１，０００円以内、監事の監査への出席１回につき２０，０００円以内とし、評議員会において定めるものとする。

４　評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席１回につき１１，０００円以内とし、評議員会において定めるものとする。

（報酬等の支給方法等）

第4条　常勤の理事に対する報酬等は、毎月２１日（ただし、当該日が日曜日、土曜日、休日に当たるときは金曜日）に支給する。

２　支給方法は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

３　非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、その都度支給する。

（費用弁償）

第5条 機構は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

２　旅費は、別表３に基づき算出される額とする。

（公表）

第6条　機構は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するもとする。

（改正）

第７条　この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）
第８条　この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附　則
この規程は、公益財団法人設立の登記の日から施行する。
この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。
この規程は、令和 ２年 ４月 16 日から施行する。
この規程は、令和 ３年 ４月１日から施行する。
この規程は、令和 ５年 ４月１日から施行する。
この規程は、令和 ７年 ４月１日から施行する。ただし、別表２の適用については、令和８年３月 31 日までとする。

別表１（第３条第１項、第２項第３号関係）

役職名	報酬月額	期末・勤勉手当
理事長	３６０,０００円以内	２,１６０,０００円以内
専務理事	３２０,０００円以内	１,９２３,０００円以内
常務理事	２４５,０００円以内	１,４７０,０００円以内

別表２

扶養手当（配偶者）	３，０００円以内

別表３（第５条第２項関係）
１㎞２５円×基点間距離